

平成23年9月定例会（9月議会）

建設交通委員会提出資料

建設交通部

【予算案関係】

- 建設交通政策課 平成23年度建設交通部 9月補正予算案の概況について . . . 1
- 建設交通政策課 第三セクター鉄道設備整備事業について 2
- 道路課 道路除排雪作業業務委託における債務負担行為の設定について
. 3
- 河川砂防課 一級河川鮎川の河川改修事業について 4

【議案関係】

- 建築住宅課 県営住宅退去滞納者に対する訴えの提起について 6

平成23年度建設交通部 9月補正予算案の概況について

平成23年9月15日
建設交通部

1 予算補正

(単位:千円、%)

区分	22年度	23年度	9月	23年度	比較		
	9月現計①	6月現計	補正案	9月現計②	②-①	②/①	
一般会計	一般公共事業	23,260,335	21,184,600	300,000	21,484,600	▲ 1,775,735	92.4
	公 国直轄事業負担金	8,337,609	6,947,060		6,947,060	▲ 1,390,549	83.3
	共 公共災害復旧事業	3,554,027	2,914,454		2,914,454	▲ 639,573	82.0
	計	35,151,971	31,046,114	300,000	31,346,114	▲ 3,805,857	89.2
	単独投資事業	21,640,595	20,510,664	305,900	20,816,564	▲ 824,031	96.2
	その他 非公共補助事業	191,915	120,601		120,601	▲ 71,314	62.8
	その他 其他行政経費	17,243,026	15,504,189		15,504,189	▲ 1,738,837	89.9
	計	39,075,536	36,135,454	305,900	36,441,354	▲ 2,634,182	93.3
	一般会計計	74,227,507	67,181,568	605,900	67,787,468	▲ 6,440,039	91.3
	特別会計	能代港エネルギー基地 建設用地整備事業	338,110	218,009		218,009	▲ 120,101
※(公共事業分、内数) 下水道事業		(2,514,600)	(2,091,000)		(2,091,000)	(▲ 423,600)	(83.2)
港湾整備事業		2,901,760	2,928,101	5,600	2,933,701	31,941	101.1
特別会計計		9,052,228	8,385,478	5,600	8,391,078	▲ 661,150	92.7
※(公共事業分、内数) 建設交通部予算(案)計	(37,666,571)	(33,137,114)	(300,000)	(33,437,114)	(▲ 4,229,457)	(88.8)	
	83,279,735	75,567,046	611,500	76,178,546	▲ 7,101,189	91.5	

《予算区分ごとの補正内訳》 (単位:千円)

一般公共事業：広域河川改修事業 300,000

単独投資事業：県単河川改良事業 267,900、県単砂防事業 20,000、第三セクター鉄道設備整備事業 18,000

港湾整備事業特別会計：港湾施設補修費 5,600

2 債務負担行為の設定

(一般会計)

事項	期間	限度額
道路除雪事業	平成24年度	3,086,400 千円
計		3,086,400 千円

第三セクター鉄道設備整備事業について

平成23年9月15日
建設交通政策課

1 概要

豪雨により鉄道施設に被害を受けた由利高原鉄道に対し、その復旧に要する経費の一部を補助し、公共交通である鉄道の安全運行を確保する。

2 被害状況

平成23年6月23日から24日の豪雨により子吉川の支川である鮎川が増水し、鳥海山ろく線の子吉駅～鮎川駅間で被害が生じた。

- (1) 鮎川橋梁付近の線路法面崩壊
- (2) 鮎川架道橋の擁壁崩壊・防護施設破碎流出

3 事業内容

(1) 事業主体

由利高原鉄道(株)

(2) 事業内容及び事業費

事業内容 線路法面復旧、架道橋擁壁復旧・防護施設交換など
事業費 72,000千円

(3) 負担割合

国1/4 県1/4 事業者2/4

- ・ 県負担分は、国の鉄道災害復旧事業との協調補助
- ・ 事業者負担分は、保険適用あり

4 予算額

18,000千円



道路除排雪作業業務委託における債務負担行為の設定について

平成23年9月15日
道 路 課

1 主旨

道路除雪事業において、平成23年度～平成24年度の債務負担行為の限度額を設定し、当該事業費で委託する「道路除排雪作業業務委託」を2ヶ年契約する。これにより、除雪機械及びオペレーターを計画的、継続的に確保し、防災体制と維持管理体制の強化を図る。

2 債務負担行為設定額について

平成23年度予算額	3,086,400千円
平成24年度債務負担行為設定額	3,086,400千円

3 除排雪作業業務委託について

- 業務内容は車道除雪、歩道除雪、凍結抑制剤散布等
- 入札参加要件は秋田県建設業者等級格付名簿の「一般土木工事」に登載され、道路除排雪業務の実績等を有するJVによる共同履行方式

4 債務設定による効果について

- 除雪機械及びオペレーターの計画的、継続的な確保による防災体制と維持管理体制の強化
- 雪崩、吹き溜まり等の地形特性や路線特性、路面状況等のデータの蓄積による住民サービスの向上
- 請負業者の経営の安定化

一級河川鮎川の河川改修事業について

平成23年9月15日
河川砂防課

1 目的

平成23年6月23日～24日の豪雨により氾濫した一級河川鮎川において、被災した堤防等の原形復旧に加え、河川断面の拡大等の改良も行うことによって治水効果を高め、今後の出水による再度災害防止を図るものである。

2 事業概要

(1) 河川名及び場所

一級河川 鮎川 由利本荘市東鮎川地内

(2) 事業内容

- i) 災害復旧事業（被災年度実施の国庫補助事業）
破堤及び漏水した区間の堤防を原形復旧する事業。
- ii) 広域河川改修事業（被災年度実施の国庫補助事業）
i) の対象区間以外において、一連区間の治水能力を高めるための改良事業。
- iii) 県単河川改良事業（複数年実施可能な県単独事業）
i) 及びii) に加え、被災地域全体の治水効果を高めるための改良事業。

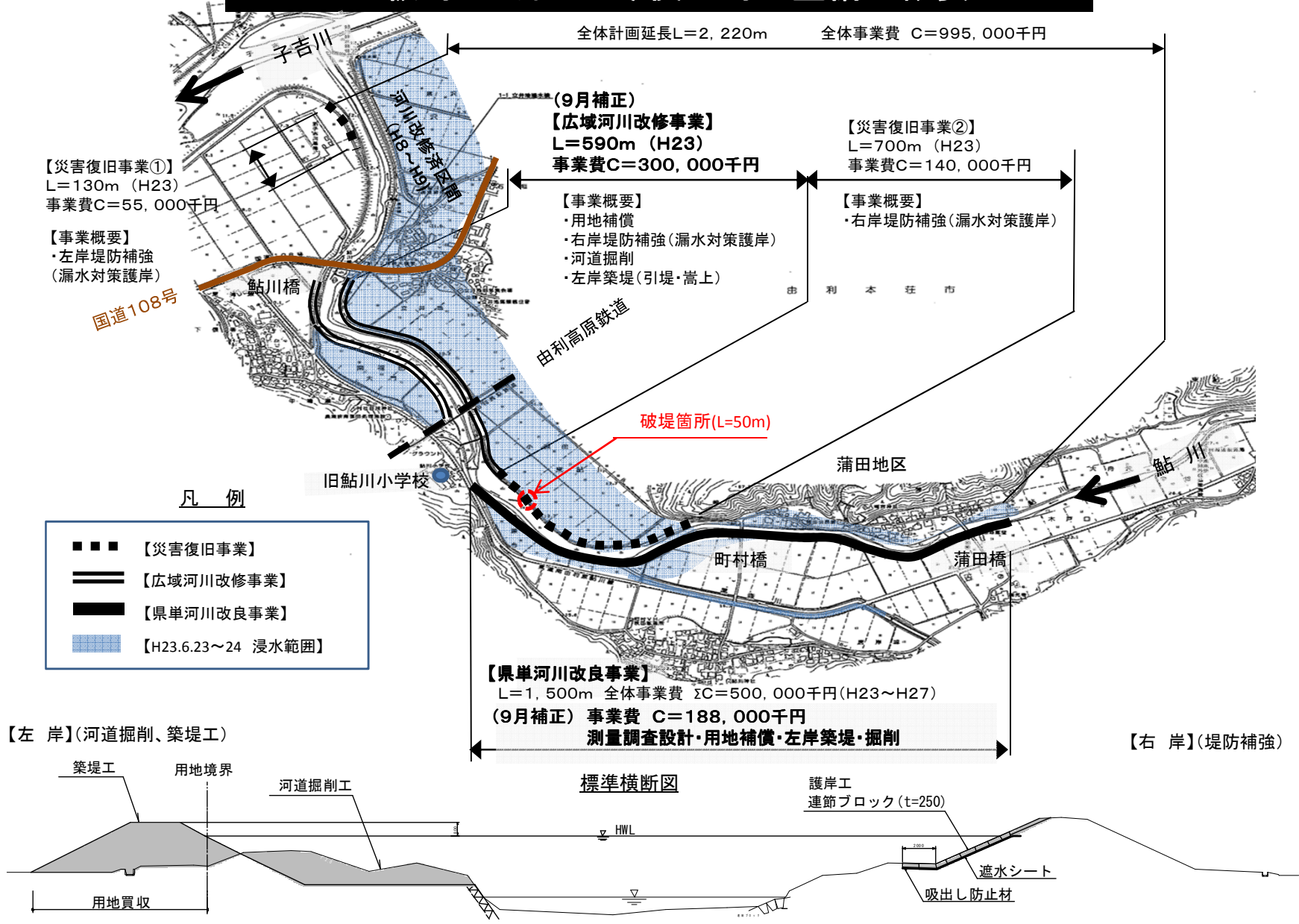
(3) 事業計画

全体事業費 C = 995,000千円

うち9月補正 事業費 C = 488,000千円

	災害復旧事業①	災害復旧事業②	広域河川改修事業	県単河川改良事業	
事業年度	H23	H23	H23	H23～H27	うち、H23
事業費	55,000千円	140,000千円	300,000千円	500,000千円	188,000千円
事業概要	L=130m(左岸) 左岸堤防補強	L=700m(右岸) 右岸堤防補強	L=590m(両岸) 用地補償 右岸堤防補強 左岸築堤 河道掘削	L=1,500m(左岸) 測量調査設計 用地補償 左岸築堤・掘削 橋梁架替	L=1,500m(左岸) 測量調査設計 用地補償 左岸築堤・掘削

一級河川 鮎川 今後の河川整備の概要



県営住宅退去滞納者に対する訴えの提起について

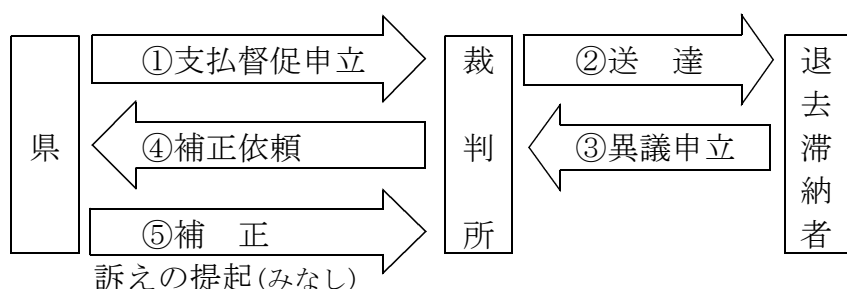
平成23年9月15日
建築住宅課

県営住宅の家賃を滞納したまま退去した下記の者について、秋田簡易裁判所へ支払督促の申立てをした。

秋田簡易裁判所は支払督促を滞納者に送達したが、滞納者は分割返済したい旨の「異議」を申立てた。

この異議申立により、支払督促は民事訴訟法第395条の規定により訴訟へ移行したことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決が必要となるが、時間的余裕がなかったため、県は地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行い、同裁判所へ「訴えを提起」した。

これについて、地方自治法第179条第3項の規定により、議会へ報告するものである。



秋田簡易裁判所 平成23年(ハ)第1008号 賃料請求事件

氏名	木下 清悦
滞納額	991,900円
滞納期間	平成13年8月～平成19年5月までの50ヶ月
異議内容	平成24年1月から毎月5000円の分割返済

本件支払督促の流れ

月日	内容	手続
8月2日	①支払督促申立	県→簡易裁判所
8月5日	②支払督促送達	簡易裁判所→滞納者
8月18日	③異議申立	滞納者→簡易裁判所
	④異議申立通知及び補正依頼 ※8月25日が期限	簡易裁判所→県
8月25日	⑤(専決処分後)訴えの提起	県→簡易裁判所

※支払督促 債権者(県)の申立てに基づき、裁判所が債務者(滞納者)に対し、支払の請求を発すること。

※補正 収入印紙を追加納付すること。